

## 大阪市地域密着型サービス事業者等の指定にかかる指導指針

平成 18 年 3 月 20 日制定  
平成 21 年 2 月 1 日改定  
平成 24 年 7 月 1 日改定  
令和 3 年 11 月 1 日改定  
令和 7 年 4 月 1 日改定

大阪市指定地域密着型サービス事業者等に係る指定等の手続きに関する要綱第 4 条の規定に基づき以下のとおり指導指針を定める。なお、地域密着型介護予防サービスの指定を併せて受ける場合についても同様とする。

### 1 人員に関する指導指針

#### (1) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(以下、「基準」という。)

で定める「修了が必要な研修」の取扱

##### ア 新規指定時の取扱

指定時の研修修了は必須要件であり、研修受講確約書の提出等による例外は認めない。ただし、研修日程の都合により、受講中の場合については、修了後の証明の提出で可とする。

##### イ 指定更新時の取扱

新規指定と同様とするが、職員の退職(法人内の異動は除く)による場合については、サービス提供の継続を考慮し、確約書の提出により可とする。

##### ウ 変更届時の取扱

研修の実施状況を考慮し、研修受講が見込まれる場合には、確約書の提出により可とする。ただし、法人及び確約をした者の都合で研修を受講できない場合については、指針違反として取り扱う。

#### (2) 認知症対応型サービス事業開設者研修を受講する「代表者」の取扱

法人の代表者(申請を行う者)の受講を基本とするが、法人の規模、種別等により以下の条件(ア～ウについてはいずれかで良い)で法人代表者以外の者も対象とする。

ア 誓約書を提出する役員(理事、取締役等)で、その事業を担当する者。

イ 広域で事業を行っている法人の場合は、本市を含む地域の責任者。

ウ 介護事業以外の事業を行っている法人の場合は、介護事業の責任者。

エ 研修を受講した者が退職等により不在となった場合は、その後任者が研修を受講すること。

オ 役員以外の者が研修を受講する場合には、法人の役員会で承認を得ること。

#### (3) 管理者の「兼務」に関する取扱(夜間対応型訪問介護を除く)

当該事業所の管理業務に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

#### (4) 事業ごとの指導指針

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 別表 1 のとおり。

イ 夜間対応型訪問介護 別表 2 のとおり。

ウ 認知症対応型通所介護 別表 3 のとおり。

エ 小規模多機能型居宅介護(サテライト型小規模多機能型居宅介護含む) 別表 4 のとおり。

オ 認知症対応型共同生活介護 別表 5 のとおり。

カ 地域密着型特定施設入居者生活介護 別表 6 のとおり。

キ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 別表 7 のとおり。

ク 看護小規模多機能型居宅介護 別表 8 のとおり。

ケ 地域密着型通所介護 別表 9 のとおり。

### 2 施設・設備に関する指導指針

#### (1) 施設の共用

他の事業所を併設する場合には、基本的に道路から事業所玄関までは独立したものとする。ただし、以下の場合には共用可能とする。

- ア 地域密着型サービス等事業所。
- イ その他介護保険法に規定する事業所。
- ウ 在宅介護支援センター等。
- エ 事業を運営する法人の事務所等で、法人の職員等のみが利用する事業所等。
- オ 地域交流等の目的に限って使用するスペース。

上記に関わらず、主たる階段・通路以外の避難階段及び避難通路については、他の事業所との共用は可能とする。

なお、上記条件を満たしている場合でも、不適切な事業所(火気を使う事業所等)については併設できないので、事前に了承を得ること。

(2) 建築基準法、消防法その他関係する法令を遵守すること

建築基準法、消防法その他、大阪市ひとにやさしいまちづくり要綱等、当該事業を規定している法令を遵守している建物であること。

(3) 事業ごとの指導指針

- ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 別表1のとおり。
- イ 夜間対応型訪問介護 別表2のとおり。
- ウ 認知症対応型通所介護 別表3のとおり。
- エ 小規模多機能型居宅介護(サテライト型小規模多機能型居宅介護含む) 別表4のとおり。
- オ 認知症対応型共同生活介護 別表5のとおり。
- カ 地域密着型特定施設入居者生活介護 別表6のとおり。
- キ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 別表7のとおり。
- ク 看護小規模多機能型居宅介護 別表8のとおり。
- ケ 地域密着型通所介護 別表9のとおり。

3 運営等に関する指導指針

(1) 運営推進会議(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所においては介護・医療連携推進会議、以下推進会議という)

ア 推進会議は、利用者、利用者の家族、当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所はこれに加えて地域の医療関係者、並びに当該事業所の所在地の地域の代表(1人以上)により構成される協議会を設置する。

イ アの地域の代表とは、(校下)社会福祉協議会、地区民生委員協議会若しくは地域ネットワーク委員会等の代表者等を基本とするが、地域の実情により、町会長(又は町会長が認める場合はその他の町会役員)であっても差し支えない。また、地域の医療関係者とは、市区医師会の医師等、地域の医療機関の医師や医療ソーシャルワーカー等が考えられる。

ウ 会議は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護にあつては、概ね6カ月に1回以上、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護にあつては、概ね2カ月に1回以上開催し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

エ 当該事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、原則として推進会議開催後速やかに当該記録を公表するものとする。

オ 推進会議の開催状況について、年1回(年度ごとに)報告を行うこと。

(2) 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シュミレーション)の実施等を義務づける。

## 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指導指針

## 1 人員に関する指導指針

## (1) 管理者

ア 原則として、常勤で専ら当該事業所の管理業務を行う。

管理業務に支障がないときは、当該事業所の他の業務の兼務可能。当該事業所以外の兼務については、指導指針 1 (3) のとおり。

## (2) オペレーター

ア 提供時間帯を通じて 1 以上。

看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者。(そのうち 1 以上は常勤でなければならない。) その他は利用者の処遇に支障がなく、看護師・介護福祉士等との連携を確保しているときは、サービス提供責任者の業務に 3 年以上従事した経験を有する者でもよい。

イ オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、兼務可能。また、午後 6 時から午前 8 時までの時間帯については、施設等が併設されている場合に当該施設の職員をオペレーターとすることが可能。

ウ 緊急通報システムの職員との兼務は可能。

エ サテライト拠点の有する指定定期巡回・訪問介護看護事業所においては、本体となる事務所及びサテライト拠点のいずれかにおいて常時 1 以上のオペレーターが配置されていれば基準を満たすものとする。但し、サービスの利用状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保するものとする。

オ オペレーターは午後 6 時から午前 8 時までの時間帯においては、ICT 等の活用により、事業所外においても、利用者情報(具体的サービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等)の確認ができるとともに、電話の転送機能を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合は、必ずしも事業所内にいる必要はないこと。

## (3) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等

ア 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上。

## (4) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等

ア 提供時間帯を通じて、1 以上。

イ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができるほか、午後 6 時から午前 8 時までの間はオペレーターが当該業務に従事することも可能。

ウ サテライト拠点の有する指定定期巡回・訪問介護看護事業所においては、本体となる事務所及びサテライト拠点のいずれかにおいて、事業所に必要とされる随時訪問サービスを行う訪問介護員等が配置されていれば基準を満たすものとする。但し、サービスの利用状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保するものとする。

## (5) 訪問看護サービスを行う看護師等

ア 保健師、看護師又は准看護師常勤換算方法で 2.5 以上。

(そのうち 1 名以上は常勤の保健師又は看護師を配置しなければならない。)

\*事業者が訪問看護事業者の指定も受けており、かつ同一の事業所において一体的に運営されている場合、訪問看護事業の人員基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなす。

イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士相当数。

(6) 計画作成責任者

ア (2)～(5)までに掲げる従業者のうち、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員から1人以上を選任すること。

(7) その他

ア 訪問看護サービスの人員基準については、一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業を実施する場合のみ適用する。

2 施設・設備に関する指導指針

(1) オペレーションセンター等に関する指導指針

利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等を備えること。

(2) ケアコール端末に関する指導指針

随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等を備えること。

(3) その他の設備及び備品等に関する指導指針

ア 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、必要な設備・備品等を備えなければならない。

イ 相談室は、遮へい物の設置等により相談内容が漏えいしないよう配慮すること。

ウ 手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。

(4) その他

事業者が夜間対応型訪問介護事業者の指定も受けており、かつ同一の事業所において一体的に運営されている場合、夜間対応型訪問介護の設備基準を満たすことをもって、設備基準を満たしているものとみなす。

3 サテライト事業所設置基準

ア 本体事業所とサテライト事業所の距離は近距離(自動車等で約30分以内)であること。

イ サテライト拠点設置は大阪市内のみとする。

## 夜間対応型訪問介護の指導指針

## 1 人員に関する指導指針

## (1) 管理者

ア 原則として、常勤で専ら当該事業所の管理業務を行う。

・管理業務に支障がないときは、当該事業所の他の業務の兼務可能。又は他の事業所、施設等（当該夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の他の業務と兼務可能。管理者のみを兼務する場合は、当該事業所を含め3事業所まで可とする。また、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができる。

## (2) オペレーター

ア 提供時間帯を通じて1以上。

看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、兼務可能、また看護師・介護福祉士等との連携を確保しているときは、サービス提供責任者の業務に3年以上従事した経験を有する者でもよい。

なお、午後6時から午前8時までの時間帯については、施設等が併設されている場合に当該施設の職員をオペレーターとすることが可能。

イ 緊急通報システムの職員との兼務は可能。

## (3) 面接相談員

ア 日中の面接等を通じて利用者の状況を把握するための配置であり、オペレーターと同等の資格を有する者であれば、事業所の他の業務との兼務は可能。

## (4) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等

ア 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上。

## (5) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等

ア 提供時間帯を通じて1以上。

イ 午後6時から午前8時までの時間帯において、利用者からの連絡を受けた後、事業所から利用者宅へ、訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されている場合は必ずしも事業所内にいる必要はないこと。

## 2 施設・設備に関する指導指針

## (1) オペレーションセンター等に関する指導指針

ア 利用者の通報に迅速に対応できるように、利用者の心身状況等の情報を蓄積できる通信機器を備えること。

## (2) ケアコール端末に関する指導指針

ア 利用者が援助を必要とする状態となった場合に適切にオペレーションセンターに通報できる端末であること。

## (3) その他の設備及び備品等に関する指導指針

ア 事業の運営を行うための専用の事務スペースを確保すること。

・他の事業の事務所の一部を利用することは差支えがないが、専角のスペースを確保する。

イ 相談室は、遮へい物の設置等により相談内容が漏えいしないよう配慮すること。

ウ 手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。

## (4) その他

事業者が定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定も受けており、かつ同一の事業所において一体的に運営されている場合、定期巡回・随時対応型訪問介護の設備基準を満たすことをもって、設備基準を満たしているものとみなす。

## 認知症対応型通所介護の指導指針

## 〈単独型・併設型〉

## 1 人員に関する指導指針

## (1) 管理者

- ア 原則として、常勤で専ら当該事業所の管理業務を行う。
  - ・管理業務に支障がないときは、当該事業所の他の業務の兼務可能。当該事業所以外の兼務については、指導指針 1— (3) のとおり。
- イ 認知症対応型サービス事業管理者研修を修了していること。
  - ・研修の取り扱いについては、指導指針 1 (1) のとおり。

## (2) 生活相談員

- ア 提供時間帯を通じて専らサービス提供にあたる者を確保すること。
- イ 特別養護老人ホームの基準に定める生活相談員に準じること。
  - ・社会福祉士、社会福祉主事、介護福祉士の資格を有する者。

## (3) 看護職員又は介護職員

- ア 単位ごとに、看護又は介護職員を常時 1 以上確保すること。
  - また提供時間帯を通じて、看護又は介護職員を常時 1 以上確保すること。

## (4) 機能訓練指導員

- ア 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者を 1 以上確保すること。
  - ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する者。
- イ 利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う場合は、生活相談員等が兼務をしても差し支えないが、機能訓練加算は算定できない。

## (5) その他

生活相談員、又は看護・介護職員のうち、1 以上は常勤でなければならない。

## 2 施設・設備に関する指導指針

## (1) 食堂及び機能訓練室に関する指導指針

- ア 定員に 3 m<sup>2</sup>を乗じた面積が確保されていること。
  - ・サービス提供に支障がない場合は、食堂と機能訓練室は同一の場所とすることができる。
  - ・狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保することは不可。
  - ・床に設置して使用する家具等の面積は機能訓練室の面積より除外すること。ただし、機能訓練に使用する備品は除く。
- イ 手指洗浄のため洗面台を設置し衛生面の配慮を行うこと。

## (2) 静養室に関する指導指針

- ア 利用定員に対して適切な広さの専用スペースを確保すること。
- イ 適切な場所に緊急通報装置を設置すること。
- ウ 遮へい物の設置等により利用者のプライバシーに配慮した構造とすること。
- エ 食堂・機能訓練室に隣接する構造とすること。

## (3) 便所に関する指導指針

- ア 事業所専用の場合は、2 以上設置し、車イスに対応できる便所を 1 以上設置すること。
- イ 他の事業所と共用する場合は、共用の廊下で移動できる場所にあること。
  - ・共用する利用者の全体の使用に支障のない数の設置が必要。
- ウ 扉を有し、緊急時には外から解錠できるようにすること。
- エ 安全面・衛生面の配慮を行うこと。
- オ 適切な場所に緊急通報装置・手すりを設置すること。

## (4) 相談室に関する指導指針

- ア 遮へい物の設置等により相談内容が漏えいしないよう配慮すること。

イ 他の事業所と共用する場合は、共用の廊下で移動できる場所にあること。

(5) 事務室に関する指導指針

ア 適切な事務スペース（職員待機・休憩スペース）を確保すること。

イ 事務スペースは事業所外（建物内の他の場所）であっても問題ないが、事業所内に職員の待機・休憩スペースを確保すること。

(6) その他の設備及び備品等に関する指導指針

ア 浴室

- ・入浴サービスを提供する場合は、適切な浴室・脱衣室を設置すること。
- ・事業所内の共用の廊下で移動可能な共用の浴室を使用する場合を除き、ユニット専用の浴室を設け、他のユニット内等の浴室の利用はできない。
- ・浴室は手すり等を設置し、2方向以上の介助、又はその他の方法で介助が必要な場合に対応できる構造とする。
- ・脱衣室は、外から見えないようカーテン等を設置すること。
- ・浴室・脱衣室に緊急通報装置を設置すること。
- ・利用者による温度変更で火傷等の事故が起きないように、給湯設備の温度管理が、事業者側で適切に行える設備とすること。

イ 厨房

- ・環境衛生に配慮した設備にすること。（衛生管理のための保管設備を設置することが望ましい）
- ・火器使用部分は不燃対策を行うこと。
- ・調理器具や洗剤等の管理が施錠できる収納スペースで保管できること。

ウ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備。

- ・消防法その他の法令等に規定された設備。

エ その他

- ・処遇スペース（食堂・機能訓練室、静養室、相談室）については、同一階に配置すること。ただし、エレベーター等昇降設備の設置により利用者の移動に支障がないと認められる場合は除く。また、2階以上で事業を行う場合には、専用のエレベーターを確保すること。
- ・汚物流し、24時間稼働できる換気扇を設置し、できる限り区画する。設置しない場合はそれにかわる対応を講じること。
- ・その他一般的な安全への配慮を行うこと。

<共用型>

(1) 従業者の員数

ア 共用型利用者と当該事業所利用者等との合計した数について、当該事業所の人員基準を満たすために必要な人員を確保すること。

- ・3時間以上5時間未満の報酬を算定する場合、共用型利用者は1/2で換算する。
- ・5時間以上7時間未満の報酬を算定する場合、共用型利用者は3/4で換算する。
- ・7時間以上9時間未満の報酬を算定する場合は、共用型利用者はそのままの人数とする。上記の割合で、当該事業の基準（基本的に利用者の合計数が3又は端数を増すごとに1以上を確保すること）に適合する職員を配置する必要がある。

(2) 利用定員

ア 介護保険法に規定する事業について、3年以上の実績を有する者であること。

イ 現在の事業所の利用者のサービス提供に支障を来さない範囲で3人以下とする。

- ・複数のユニットを利用することは、差し支えないが、複数のユニットごとに、スペース及び従業者を確保する必要がある。

(3) その他

ア 静養室（コーナー）を確保すること。

イ 相談室を確保すること。（事務室との兼用可能）

ウ 汚物処理設備を設置すること。

- ・汚物流し、24時間稼働できる換気扇を設置し、できる限り区画する。

エ 必要な場所に手すりを設置すること。

## 小規模多機能型居宅介護の指導指針

## 1 人員に関する指導指針

## (1) 代表者

- ア 認知症高齢者の介護に従事した経験又は保健医療・福祉サービスの経営の経験がある者。
  - ・研修を受講する代表者については、指導指針 1 (2) のとおり。
- イ 認知症対応型サービス事業開設者研修を修了していること。
  - ・研修の取り扱いについては、指導指針 1 (1) のとおり。
- ウ サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所(以下「サテライト事業所」という。)の代表者は本体事業所の代表者であることが望ましいが、本体事業所が看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、代表者が保健師又は看護師であり、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了していないときは、別の研修修了者をサテライト事業所の代表者とする必要があること。

## (2) 管理者

- ア 原則として、常勤で専ら当該事業所の管理業務を行う。
  - ・管理業務に支障がないときは、当該事業所の他の業務の兼務可能。当該事業所以外の兼務については、指導指針 1 (3) のとおり。
- イ 3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であること。
  - ・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の職員又は訪問介護員での認知症介護の経験。
- ウ 認知症対応型サービス事業管理者研修を修了していること。
  - ・研修の取り扱いについては、指導指針 1 (1) のとおり。
- エ サテライト事業所の管理者は本体事業所の管理者を充てることができるが、本体事業所が看護小規模多機能型居宅介護事業所である場合、当該管理者が保健師又は看護師であるときは、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了している必要があること。

## (3) 介護支援専門員

- ア 小規模多機能型サービス計画作成担当者研修を修了していること。
  - ・研修の取り扱いについては、指導指針 1 (1) のとおり。
- イ 登録者の介護計画作成に必要な勤務時間を確保すること。
- ウ サテライト事業所においては、介護支援専門員を配置せず、小規模多機能型サービス計画作成担当者研修を修了した者を配置することができるが、この場合、研修修了者はサテライト事業所の登録者に係る小規模多機能型居宅介護計画の作成に従事するものであること。また本体事業所の介護支援専門員がサテライト事業所の登録者に係る居宅サービス計画を作成することになるため、業務に支障のないよう、必要な勤務時間の確保に努めること。

## (4) 介護従業者

- ア 介護福祉士等の資格は必要としないが、介護等に対する知識、経験を有する者であること。
- イ 通いの利用者の数が 3 又は端数を増すごとに 1 以上を確保すること。
- ウ 訪問サービスを提供するために通いの介護従業者以外に 1 以上確保すること。  
(サテライト事業所においては 1 名以上の配置でよい)
- エ 夜間の時間帯を通じて介護従業者を 1 以上確保すること。
- オ 夜間の時間帯に介護従業者以外に宿直者を 1 以上確保すること。
  - ・宿直者については、当該事業所内に居る必要はなく、登録者からの連絡に対応し必要に応じて、訪問を行える体制が確保されればよい。
  - ・サテライト事業所においては、本体事業所宿直職員がサテライト事業所の登録者からの訪問サービスの要請に適切に対応できるときは、宿直職員を配置しないこともできる。

## (5) 看護職員

- ア 介護従業者のうち、1 以上は看護師、准看護師でなければならない。

イ 看護職員については、毎日の勤務(勤務時間については常勤の勤務時間である必要はない)が望ましい。

ウ サテライト事業所においては、本体事業所の看護師、准看護師が適切に健康管理等を行うことができる場合、看護職員がいないことも差し支えない。

(6) その他

ア 介護従業者のうち、1以上は常勤でなければならない。

2 施設・設備に関する指導指針

(1) 居間及び食堂に関する指導指針

ア 通いの定員に3㎡を乗じた面積が確保されていること。

・サービス提供に支障がない場合は、居間と食堂は同一の場所とすることができる。

イ プライバシーが確保されている等、基準を満たしている場合には、その一部を宿泊室とすることができる。

(2) 台所(厨房)に関する指導指針

ア 包丁、洗剤等の管理ができていないこと。

・包丁、洗剤等については、施錠できる収納スペース(収納庫)で保管する。

イ 食器、調理器具等の保管・洗浄は衛生上の配慮を行うこと。

ウ 食材等の搬入・保管は、安全面・衛生面の配慮を行うこと。

(3) 宿泊室に関する指導指針

ア 収納部分を除き内法で、7.43㎡以上を確保し、室内幅を2m以上確保すること。

・収納は、600mm×600mm天井高相当を確保する。

・利用者により、ベッドの方向を変えることを可能とするため室内幅を確保する。

・2人部屋については、内法で14.86㎡以上確保する。

イ 廊下につながる出入口(有効幅800mm以上)があること。

ウ 窓・掃きだし窓は、徘徊・転落予防の対策を講じること。

エ 適切な場所に緊急通報装置を設置すること。

オ 空調機器・照明は利用者が使いやすい位置・操作方法であること。

カ プライバシーに配慮した構造であること。

キ 洗面・便所を設置している場合は、水漏れ等の対策を講じていること。

(4) 浴室(脱衣室)に関する指導指針

ア 専用のスペースが確保されていること。

・事業所内の共用の廊下で移動可能な共用の浴室を使用する場合を除き、事業所専用の浴室を設け、他の事業所等の浴室の利用はできない。

イ 浴室は手すり等を設置し、介助ができる浴槽であること。

・2方向以上の介助、又はその他の方法で、介助が必要な場合に対応できる構造とする。

ウ 脱衣室は、外から見えないようカーテン等を設置すること。

エ 給湯設備の温度管理が適切に行えること。

・利用者による温度変更で火傷等の事故が起きない設備とする。

オ 適切な場所に緊急通報装置を設置すること。

(5) 便所に関する指導指針

ア 宿泊の定員(宿泊室がある階ごとに)3人に対して1以上確保すること。

イ 通いのみを実施する階の場合は2以上確保すること。

ウ 車イスに対応できる便所を1以上確保すること。

エ 安全面・衛生面の配慮を行うこと。

オ 適切な場所に緊急通報装置を設置すること。

(6) その他の設備及び備品等に関する指導指針

ア 道路から玄関まで安全に到達できる配慮を行うこと。

・設備、塗装等により歩車を区分し歩車分離をする。

・段差をなくし、傾斜がある場合は1/12以下(10m未満は1/8以下)とする。

イ 玄関又はエレベーターで徘徊予防の対策を講じること。

ウ 屋外通路(避難経路)は、幅1m以上確保すること。

エ 2方向以上の避難経路を確保すること。

- ・1階については、各部屋の掃きだし窓から避難できる場合は2方向とみなす。
- ・他の事業所等の専用区画(共用の廊下を除く)を利用しての避難経路は認めない。

オ 2階以上の場合は、2階段を設置すること。

- ・ただし、2階(1階を含む)を改修して事業を行う場合で、2つ目の階段に代えて、有効な避難器具を設置する場合には、2階段とみなすことができる。

カ 廊下幅は1.2m以上確保すること。ただし、中廊下の場合は1.8m程度確保すること。

- ・手すりを設置する必要がある場合は、手すりの内法でそれぞれ確保する。

キ 適切な事務スペース(職員待機・休憩スペース)を確保すること。

- ・事務スペースは事業所外(建物内の他の場所)であっても問題ないが、事業所内に職員の待機・休憩スペースを確保する。

ク 適切な倉庫(物置)を確保すること。

ケ 汚物処理設備を設置すること。

- ・汚物流し、24時間稼働できる換気扇を設置し、できる限り区画する。

コ 相談室は、遮へい物の設置等により相談内容が漏えいしないよう配慮すること。

- ・宿泊のための個室を兼用して利用することは可能。

サ 静養室を適切に確保すること。

- ・宿泊のための個室を兼用して利用することは可能。
- ・適切な場所に緊急通報装置を設置する。

シ 必要な場所に手すりを設置すること。

### 3 サテライト事業所設置基準

ア 本体事業所は、小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、サテライト事業所に対する支援機能を有する事業所である必要がある。

イ 本体事業所とサテライト事業所の距離は近距離(自動車等で約20分以内)であること。

## 認知症対応型共同生活介護の指導指針

## 1 人員に関する指導指針

## (1) 代表者

- ア 認知症高齢者の介護に従事した経験又は保健医療・福祉サービスの経営の経験がある者。
  - ・研修を受講する代表者については、指導指針1(2)のとおり。
- イ 認知症対応型サービス事業開設者研修を修了していること。
  - ・研修の取り扱いについては、指導指針1(1)のとおり。
- ウ サテライト型認知症対応型共同生活介護事業所（以下「サテライト事業所」という。）の代表者は本体事業所の代表であること。

## (2) 管理者

- ア 原則として、常勤で専ら当該事業所の管理業務を行う。
  - ・管理業務に支障がないときは、当該事業所の他の業務の兼務可能。当該事業所以外の兼務については、指導指針1(3)のとおり。
- イ 3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であること。
  - ・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の職員又は訪問介護員での認知症介護の経験。
- ウ 認知症対応型サービス事業管理者研修を修了していること。
  - ・研修の取り扱いについては、指導指針1(1)のとおり。
- エ サテライト事業所の管理者は本体事業所の管理者を充てることができる。

## (3) 計画作成担当者

- ア 事業所ごとに配置しなければならない。
- イ 事業所に1以上の介護支援専門員を配置すること。
  - ・介護支援専門員でない計画作成担当者の業務を監督する。
- ウ 保健医療・福祉サービスの利用に係る計画作成の知識、経験を有する介護支援専門員であること。
  - ・認知症介護実践者研修を受講できる経験がある者。
- エ 介護支援専門員でない計画作成担当者は、次のいずれかの条件を満たす、認知症である者の介護サービスに係る計画作成に実務経験を有すると認められる者であること。
  - ・当該グループホームで、1年(180日)以上の介護職の経験があり、認知症介護又は計画作成の経験を含め、通算で概ね2年(360日)以上の経験がある者。
  - ・グループホーム・介護保険施設での介護職の経験が1年(180日)以上あり、認知症介護又は計画作成の経験を含め、通算で概ね3年(540日)以上の経験がある者。
  - ・認知症介護又は計画作成の経験を含め、介護職の経験が概ね5年(900日)以上ある者。
- オ 認知症介護実践者研修を修了していること。
  - ・研修の取り扱いについては、指導指針1(1)のとおり。
- カ 介護計画作成に必要な勤務時間を確保すること。
- キ サテライト事業所においては介護支援専門員を配置せず、認知症介護実践者研修を修了した者を配置することができる。

## (4) 介護従業者

- ア 介護福祉士等の資格は必要としないが、認知症介護等に対する知識、経験を有する者であること。
- イ 利用者の数が3又は端数を増すごとに1以上を確保すること。
- ウ 夜間の時間帯を通じて介護従業者をユニットごとに1以上確保すること。
- エ 介護従業者のうち、1以上は常勤でなければならない。

## 2 施設・設備に関する指導指針

### (1) 居室に関する指導指針

- ア 収納部分を除き内法で、7.43 m<sup>2</sup>以上を確保し、室内幅を2m以上確保すること。
  - ・収納は、900mm×900mm天井高相当を確保する。
  - ・利用者により、ベッドの方向を変えることを可能とするため室内幅を確保する。
  - ・2人部屋については、内法で14.86 m<sup>2</sup>以上確保する。
- イ 廊下・居間につながる出入口(有効幅800mm以上)がある個室であること。
- ウ 窓・掃きだし窓は、徘徊・転落予防の対策を講じること。
- エ 適切な場所に緊急通報装置を設置すること。
- オ 空調機器・照明は利用者が使いやすい位置・操作方法であること。
- カ プライバシーに配慮した構造であること。
- キ 洗面・便所を設置している場合は、水漏れ等の対策を講じていること。

### (2) 居間及び食堂に関する指導指針

- ア ユニットごとに専用のスペースが確保されていること。
  - ・台所(厨房)のみを共用することは可能である。
- イ 利用者とスタッフが一同に会する(利用する)ための広さが確保されていること。
  - ・サービス提供に支障がない場合は、居間と食堂は同一の場所とすることができる。

### (3) 台所(厨房)に関する指導指針

- ア 包丁、洗剤等の管理ができていること。
  - ・包丁、洗剤等については、施錠できる収納スペース(収納庫)で保管する。
- イ 食器、調理器具等の保管・洗浄は衛生上の配慮を行うこと。
- ウ 食材等の搬入・保管は、安全面・衛生面の配慮を行うこと。

### (4) 浴室(脱衣室)に関する指導指針

- ア ユニットごとに専用のスペースが確保されていること。
  - ・事業所内の共用の廊下で移動可能な共用の浴室を使用する場合を除き、ユニット専用の浴室を設け、他のユニット内等の浴室の利用はできない。
- イ 浴室には手すり等を設置し介助ができる浴槽であること。
  - ・2方向以上の介助、又はその他の方法で、介助が必要な場合に対応できる構造とする。
- ウ 脱衣室は、外から見えないようカーテン等を設置すること。
- エ 給湯設備の温度管理が適切に行えること。
  - ・利用者による温度変更で火傷等の事故が起きない設備とする。
- オ 適切な場所に緊急通報装置を設置すること。

### (5) 便所に関する指導指針

- ア ユニットの定員3人に対して1以上確保すること。
- イ ユニットごとに、車イスに対応できる便所を1以上確保すること。
- ウ 安全面・衛生面の配慮を行うこと。
- エ 適切な場所に緊急通報装置を設置すること。

### (6) その他の設備及び備品等に関する指導指針

- ア 道路から玄関まで安全に到達できる配慮を行うこと。
  - ・設備・塗装等により歩車を区分し歩車分離をする。
  - ・段差をなくし、傾斜がある場合は1/12以下(10mm未満は1/8以下)とする。
- イ ユニットごとに玄関を設けること。
- ウ 主玄関、エレベーター又はユニット玄関で徘徊予防の対策を講じること。
- エ 屋外通路(避難経路)は、幅1m以上確保すること。
- オ ユニットごとに2方向以上の避難経路を確保すること。
  - ・1階については、各部屋の掃きだし窓から避難できる場合は2方向とみなす。
  - ・他のユニット等の専用区画(共用の廊下を除く)を利用した避難経路は認めない。
- カ 2階以上のユニットについては、2階段を設置すること。
  - ・同一の階で事業を行う場合を除き、1の階段は室内に設置する。
- キ 廊下幅は1.2m以上確保すること。ただし、中廊下の場合は1.8m程度確保すること。

- ・手すりを設置する必要がある場合は、手すりの内法でそれぞれ確保する。
- ク 適切な事務スペース(職員待機・休憩スペース)を確保すること。
- ・ユニットごとに事務スペースの確保は必要ないが、職員の待機・休憩スペースを確保する。
- ケ ユニットごとに適切な倉庫(物置)を確保すること。
- コ ユニットごとに汚物処理設備を設置すること。
- ・汚物流し、24時間稼働できる換気扇を設置し、できる限り区画する。
- サ 必要な場所に手すりを設置すること。
- シ 適当な広さの洗濯室を確保すること。

### 3 サテライト事業所設置基準

- ア 本体事業所は、認知症対応型共同生活介護事業所であって、サテライト事業所に対する支援機能を有する事業所である必要がある。
- イ 本体事業所とサテライト事業所の距離は近距離(自動車等で約20分以内)であること。

## 地域密着型特定施設入居者生活介護の指導指針

有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法に規定する老人福祉施設の基準に適合している事業所であること。

## 1 人員に関する指導指針

## (1) 管理者

ア 原則として、常勤で専ら当該事業所の管理業務を行う。

- ・管理業務に支障がないときは、当該事業所の他の業務の兼務可能。当該事業所以外の兼務については、指導指針 1 (3) のとおり。

## (2) 生活相談員

ア 1 以上を配置すること。(1 人以上は常勤者)

## (3) 看護職員及び介護職員

ア 看護職員と介護職員の合計数は、利用者の数が 3 又は端数を増すごとに 1 以上を確保すること。

イ 看護職員の数は、常勤換算方法で 1 以上とする。

ウ サービス提供に当たる介護職員を常に 1 以上確保すること。

エ 看護職員のうち 1 以上、介護職員のうち 1 以上は常勤でなければならない。

## (4) 機能訓練指導員

ア 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者を 1 以上確保すること。

- ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する者。

## (5) 計画作成担当者

ア 専らその職務に従事する介護支援専門員であって計画作成を担当するのに適当な者。

- ・併設される小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員により、利用者の処遇が適切に行われるときは、置かないことができる。

## 2 施設・設備に関する指導指針

## (1) 介護居室に関する指導指針

ア プライバシーの保護に配慮し、介護が行える適当な広さを確保すること。

- ・定員は 1 人とするが、処遇上必要と認められる場合は 2 人とするができる。

イ 廊下につながる出入口がある個室であること。

## (2) 一時介護室に関する指導指針

ア 介護を行うために適当な広さを確保すること。

- ・利用者を一時的に移して介護を行えるための室が確保されている場合は設置しないことができる。

## (3) 浴室に関する指導指針

ア 手すり等を設置し、身体の不自由な人が利用するのに適したものとすること。

## (4) 便所に関する指導指針

ア 居室のある階ごとに設置し、非常設備を備えること。

## (5) 食堂及び機能訓練室に関する指導指針

ア 機能を十分に発揮するために適当な広さを確保すること。

- ・同一敷地内の他の事業所に利用できる設備等がある場合は設置しないことができる。

## (6) その他の設備及び備品等に関する指導指針

ア 利用者が車イスで円滑に移動することが可能な空間と構造を確保すること。

- ・段差を解消し、適当な広さを確保する。

イ 初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

ウ 必要な場所に手すりを設置すること。

## 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指導指針

老人福祉法に規定する「特別養護老人ホーム」の各基準に準じること

## 1 人員に関する指導指針

## (1) 管理者

ア 原則として、常勤で専ら当該事業所の管理業務を行う。

- ・管理業務に支障がないときは、当該事業所の他の業務の兼務可能。当該事業所以外の兼務については、指導指針 1 - (3) のとおり。

## (2) 医師

ア 入所者に対して健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数。

## (3) 生活相談員

ア 1 以上を配置すること。(1 人以上は常勤者)

- ・サテライト型居住施設の場合は常勤換算方法で 1 以上。
- ・資格は特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の第 5 条第 2 項による。

## (4) 看護職員及び介護職員

ア 看護職員と介護職員の合計数は、利用者の数が 3 又は端数を増すごとに 1 以上を確保すること。

イ 看護職員の数は、1 以上とする。

ウ 介護職員のうち 1 以上は常勤でなければならない。

- ・看護職員のうち 1 以上は常勤でなければならない。ただし、サテライト型居住施設の場合は常勤換算方法で 1 以上とする。

## (5) 栄養士又は管理栄養士

ア 1 以上を配置すること。

イ 他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処置に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士をおかないことができる。

ただし、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士又は管理栄養士との兼務や地域の栄養指導員との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われていること。

## (6) 機能訓練指導員

ア 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者を 1 以上確保すること。

- ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する者。

## (7) 介護支援専門員

ア 専らその職務に従事する常勤の者であること。

- ・入所者の処遇に支障がない場合は当該事業所の他の職の兼務は可能。

## (8) その他

ア 上記に関わらず、サテライト型居住施設の栄養士又は管理栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員、生活相談員については、本体施設の当該職員により入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これをおかないことができる。

## 2 施設・設備に関する指導指針

## (1) 居室

ア 1 の居室の定員は 4 人以下とすること。

イ 入所者 1 人当たりの床面積は 10.65 m<sup>2</sup>以上とすること。

ウ 緊急通報設備を設けること。

## (2) 静養室

ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

## (3) 浴室

ア 手すり等を設置し、要介護者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 洗面設備

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 要介護者が使用するのに適したものとすること。

(5) 便所

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ 要介護者が使用するのに適したものとすること。

ウ 緊急通報設備を設けること。

(6) 医務室

ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とし、必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

・サテライト型居住施設については医務室を必要とせず、必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りる。

(7) 食堂及び機能訓練室

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は3㎡に入所定員を乗じて得た面積以上とすること。

・食事の提供及び機能訓練に支障がない場合は同一の場所とすることができる。

(8) 廊下幅

ア 1.5m以上とする。中廊下については1.8m以上とする。

(9) その他

ア 必要な場所に手すりを設置すること。

## 看護小規模多機能型居宅介護の指導指針

指定地域密着型サービスに該当する看護小規模多機能型居宅介護の事業は、訪問看護の基本方針及び小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえ行うものでなければならない。

## 1 人員に関する指導指針

## (1) 代表者

- ア 認知症高齢者の介護に従事した経験又は保健医療・福祉サービスの経営の経験がある者。
  - ・研修を受講する代表者については、指導指針 1 (2) のとおり。
- イ 認知症対応型サービス事業開設者研修を修了していること。
  - ・研修の取り扱いについては、指導指針 1 (1) のとおり。
- ウ 保健師又は看護師が代表者になる場合は、イの研修修了の要件はないが、医療機関における看護、訪問看護や老人保健法及び健康増進法の規定に基づく訪問指導の事務経験がある者。

## (2) 管理者

- ア 原則として、常勤で専ら当該事業所の管理業務を行う。
  - ・管理業務に支障がないときは、当該事業所の他の業務の兼務可能。当該事業所以外の兼務については、指導指針 1 (3) のとおり。
- イ 3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であること。
  - ・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の職員又は訪問介護員での認知症介護の経験。
- ウ 認知症対応型サービス事業管理者研修を修了していること。
  - ・研修の取り扱いについては、指導指針 1 (1) のとおり。
- エ 保健師又は看護師が管理者になる場合は、ウの研修修了の要件はないが、医療機関における看護、訪問看護や老人保健法及び健康増進法の規定に基づく訪問指導の事務経験がある者。

## (3) 介護支援専門員

- ア 小規模多機能型サービス計画作成担当者研修を修了していること。
  - ・研修の取り扱いについては、指導指針 1 (1) のとおり。
- イ 登録者の介護計画作成に必要な勤務時間を確保すること。

## (4) 介護従業者

- ア 介護福祉士等の資格は必要としないが、介護等に対する知識、経験を有する者であること。
- イ 通いの利用者の数が 3 又は端数を増すごとに 1 以上を確保すること。
  - ・1名以上は保健師、看護師又は准看護師を配置すること。
- ウ 訪問サービスを提供するために通いの介護従業者以外に 2 以上確保すること。
  - ・1名以上は保健師、看護師又は准看護師を配置すること。
- エ 夜間の時間帯を通じて介護従業者を 1 以上確保すること。
- オ 夜間の時間帯に介護従業者以外に宿直者を 1 以上確保すること。
  - ・宿直者については、当該事業所内に居る必要はなく、登録者からの連絡に対応し必要に応じて、訪問を行える体制が確保されればよい。
- カ 夜間の時間帯を通じその介護従事者又は宿直者について、いずれか 1 名以上が看護職員である必要はないが、電話等による連絡体制は確保していること。

## (5) 看護職員

- ア 常勤換算方法で 2.5 以上の保健師、看護師又は准看護師のうち 1 人以上は常勤の保健師又は看護師を配置。

## (6) その他

- ア 事業者が訪問看護事業者の指定も受けており、かつ同一の事業所において一体的に運営されている場合訪問看護の人員基準を満たすことをもって、(5) の人員基準を満たしているものとみなすことができる。

## 2 施設・設備に関する指導指針

### (1) 居間及び食堂に関する指導指針

- ア 通いの定員に 3 m<sup>2</sup>を乗じた面積が確保されていること。
  - ・サービス提供に支障がない場合は、居間と食堂は同一の場所とすることができる。
- イ プライバシーが確保されている等、基準を満たしている場合には、その一部を宿泊室とすることができる。

### (2) 台所(厨房)に関する指導指針

- ア 包丁・洗剤等の管理ができていないこと。
  - ・包丁・洗剤等については、施錠できる収納スペース(収納庫)で保管する。
- イ 食器、調理器具等の保管・洗浄は衛生上の配慮を行うこと。
- ウ 食材等の搬入・保管は、安全面・衛生面の配慮を行うこと。

### (3) 宿泊室に関する指導指針

- ア 収納部分を除き内法で、7.43 m<sup>2</sup>以上を確保し、室内幅を 2m 以上確保すること。  
(事業所が病院又は診療所である場合であって、宿泊室の定員が 1 人の場合は 6.4 m<sup>2</sup>程度以上)
  - ・収納は、600mm×600mm×天井高相当を確保する。
  - ・利用者により、ベッドの方向を変えることを可能とするため室内幅を確保する。
  - ・2 人部屋については、内法で 14.86 m<sup>2</sup>以上確保する。
- イ 廊下につながる出入口(有効幅 800mm 以上)があること。
- ウ 窓・掃きだし窓は、徘徊・転落予防の対策を講じること。
- エ 適切な場所に緊急通報装置を設置すること。
- オ 空調機器・証明は利用者が使いやすい位置・操作方法であること。
- カ プライバシーに配慮した構造であること。
- キ 洗面・便所を設置している場合は、水漏れ等の対策を講じていること。

### (4) 浴室(脱衣室)に関する指導指針

- ア 専用のスペースが確保されていること。
  - ・事業所内の共用の廊下で移動可能な共用の浴室を使用する場合を除き、事業所専用の浴室を設け、他の事業所等の浴室の利用はできない。
- イ 浴室は手すり等を設置し、介助ができる浴槽であること。
  - ・2 方向以上の介助、又はその他の方法で、介助が必要な場合に対応できる構造とする。
- ウ 脱衣室は、外から見えないようカーテン等を設置すること。
- エ 給湯設備の温度管理が適切に行えること。
  - ・利用者による温度変更で火傷等の事故が起きない設備とする。
- オ 適切な場所に緊急通報装置を設置すること。

### (5) 便所に関する指導指針

- ア 宿泊の定員(宿泊室がある階ごとに) 3 人に対して 1 以上確保すること。
- イ 通いのみを実施する階の場合は 2 以上確保すること。
- ウ 車イスに対応できる便所を 1 以上確保すること。
- エ 安全面・衛生面の配慮を行うこと。
- オ 適切な場所に緊急通報装置を設置すること。

### (6) その他の設備及び備品等に関する指導指針

- ア 道路から玄関まで安全に到達できる配慮を行うこと。
  - ・設備・塗装等により歩車を区分し歩車分離をする。
  - ・段差をなくし、傾斜がある場合は 1/12 以下 (10m 未満は 1/8 以下)とする。
- イ 玄関又はエレベーターで徘徊予防の対策を講じること。
- ウ 屋外通路(避難経路)は、幅 1m 以上確保すること。
- エ 2 方向以上の避難経路を確保すること。
  - ・1 階については、各部屋の掃きだし窓から避難できる場合は 2 方向とみなす。
  - ・他の事業所等の専用区画(共用の廊下を除く)を利用しての避難経路は認めない。
- オ 2 階以上の場合は、2 階段を設置すること。

- ・ただし、2階（1階を含む）を改修して事業を行う場合で、2つ目の階段に代えて、有効な避難器具を設置する場合には、2階段とみなすことができる。
- カ 廊下幅は1. 2m以上確保すること。ただし、中廊下の場合は1. 8m程度確保すること。
- ・手すりを設置する必要がある場合は、手すりの内法でそれぞれ確保する。
- キ 適切な事務スペース（職員待機・休憩スペース）を確保すること。
- ・事務スペースは事業所外（建物内の他の場所）であっても問題ないが、事業所内に職員の待機・休憩スペースを確保する。
- ク 適切な倉庫（物置）を確保すること。
- ケ 汚物処理設備を設置すること。
- ・汚物流し、24時間稼働できる換気扇を設置し、できる限り区画する。
- コ 相談室は、遮へい物の設置等により相談内容が漏えいしないよう配慮すること。
- ・宿泊のための個室を兼用して利用することは可能。
- サ 静養室を適切に確保すること。
- ・宿泊のための個室を兼用して利用することは可能。
  - ・適切な場所に緊急通報装置を設置する。
- シ 必要な場所に手すりを設置すること。

## 地域密着型通所介護の指導指針

## 1 人員に関する指導指針

## (1) 管理者

ア 原則として、常勤で専ら当該事業所の管理業務を行う。

- ・管理業務に支障がないときは、当該事業所の他の業務の兼務可能。当該事業所以外の兼務については、指導指針 1 (3) のとおり。

## (2) 生活相談員

ア 提供日ごとに提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数をサービス提供している時間帯の時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数。

イ 特別養護老人ホームの基準に定める生活相談員に準じること。

- ・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、社会福祉主事、介護支援専門員の資格を有する者。

## (3) 看護職員

ア 地域密着型通所介護の単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専従する必要はないが、提供時間帯を通じて事業所と密接かつ適切な連携を図るものとし、その提供に当たる者 1 以上。但し病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図る場合は配置不要。

イ 看護師、准看護師の資格を有する者。

## (4) 介護職員

ア 提供日ごとに提供している時間帯に介護職員が勤務している時間数の合計数をサービス提供している時間帯の時間数で除して得た数が 15 人までの場合は 1 以上、15 人を超える場合は 15 人を超える部分の数を 5 で除して得た数に 1 を加えた数以上確保されるために必要と認められる数。ただし (3) 及び (4) の規定にかかわらず利用定員が 10 名以下の場合は、提供日ごとに、サービス提供時間帯に看護職員又は介護職員が勤務している時間数の合計数をサービス提供時間数で除して得た数が 1 以上確保するために必要な数とすることができる。

## (5) 機能訓練指導員

ア 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上の機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）の資格を有する者を 1 以上確保すること。

イ 利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う場合は、生活相談員等が兼務をしても差し支えないが、機能訓練加算は算定できない。

## (6) その他

生活相談員又は介護職員のうち、1 以上は常勤でなければならない。

## 2 施設・設備に関する指導指針

## (1) 食堂及び機能訓練室に関する指導指針

ア 定員に 3 m<sup>2</sup>を乗じた面積が確保されていること。また定員は 18 名以下とする。

- ・サービス提供に支障がない場合は、食堂と機能訓練室は同一の場所とすることができる。
- ・狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保することは不可。
- ・固定して使用する家具等の面積は機能訓練室の面積より除外すること。ただし、機能訓練に使用する備品は除く。

イ 手指洗浄のため洗面台を設置し衛生面の配慮を行うこと。

## (2) 静養室に関する指導指針

ア 利用定員に対して適切な広さの専用スペースを確保すること。

イ 適切な場所に緊急通報装置を設置すること。

ウ 遮へい物の設置等により利用者のプライバシーに配慮した構造とすること。

エ 食堂・機能訓練室に隣接する構造とすること。

(3) 便所に関する指導指針

- ・事業所専用の場合は、2以上設置し、車イスに対応できる便所を1以上設置することを基本とするが、利用者が9人以下の場合は1以上の設置でも可とする。  
ただし複数人が同時に使用できる対策を講じること。
- ・他の事業所と共用する場合は、共用の廊下で移動できる場所にあること。
- ・扉を有し、緊急時には外から解錠できるようにすること。
- ・安全面・衛生面の配慮を行うこと。
- ・適切な場所に緊急通報装置・手すりを設置すること。

(4) 相談室に関する指導指針

ア 遮へい物の設置等により相談内容が漏えいしないよう配慮すること。

イ 他の事業所と共用する場合は、共用の廊下で移動できる場所にあること。

(5) 事務室に関する指導指針

ア 適切な事務スペース（職員待機・休憩スペース）を確保すること。

イ 事務スペースは事業所外（建物内の他の場所）であっても問題ないが、事業所内に職員の待機・休憩スペースを確保すること。

(6) その他の設備及び備品等に関する指導指針

ア 浴室

- ・入浴サービスを提供する場合は、適切な浴室・脱衣室を設置すること。
- ・介助者が介護しやすい仕様とすること。
- ・洗い場、浴槽、脱衣室に適切な手すり等を設置すること。
- ・浴室・脱衣室に緊急通報装置を設置すること。
- ・脱衣室は、外から見えないようカーテン等を設置すること。
- ・利用者による温度変更で火傷等の事故が起きないように、給湯設備の温度管理が、事業者側で適切に行える設備とする。
- ・他の事業所と共用する場合は、共用の廊下で移動できる場所にあること。

イ 厨房

- ・環境衛生に配慮した設備にすること。  
(衛生管理のための保管設備を設置することが望ましい)
- ・火器使用部分は不燃対策を行うこと。
- ・調理器具や洗剤等の管理が施錠できる収納スペースで保管できること。

ウ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

- ・消防法その他の法令等に規定された設備。

エ その他

- ・処遇スペース（食堂・機能訓練室、静養室、相談室）については、同一階に配置すること。  
ただし、エレベーター等昇降設備の設置により利用者の移動に支障がないと認められる場合は除く。また2階以上で事業を行う場合には、専用のエレベーターを確保すること。
- ・汚物流し、24時間稼働できる換気扇を設置し、できる限り区画する。設置しない場合はそれにかわる対応を講じること。
- ・その他一般的な安全への配慮を行うこと。

<療養型>

(1) 従業者の員数

ア 指定療養型通所介護事業所ごとに置くべきサービスの提供に当たる看護職員又は介護職員の員数は利用者の数が1.5人ごとに提供時間帯を通じて専らサービスの提供に当たる従業者が1名以上。但し従業の内1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事しなければならない。

(2) 利用定員

指定療養通所介護事業所の定員は18名以下とする。

## 2 施設・設備に関する指導指針

- ・指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を設けること。
- ・専用の部屋の面積は定員に6.4㎡以上であって、明確に区分され、他の部屋等から完全に遮断されていること。

### (3) 便所に関する指導指針

- ・事業所専用の場合は、2以上設置し、車イスに対応できる便所を1以上設置することを基本とするが、利用者が9人以下の場合は1以上の設置も可とするが、複数人が同時に使用できる対策を講じること。
- ・他の事業所と共用する場合は、共用の廊下で移動できる場所にあること。
- ・扉を有し、緊急時には外から解錠できるようにすること。
- ・安全面・衛生面の配慮を行うこと。
- ・適切な場所に緊急通報装置・手すりを設置すること。

### (4) 相談室に関する指導指針

- ア 遮へい物の設置等により相談内容が漏えいしないよう配慮すること。
- ・他の事業所の相談室と共用することは可能。

### (5) 事務室に関する指導指針

- ア 適切な事務スペース（職員待機・休憩スペース）を確保すること。
- ・事務スペースは事業所外（建物内の他の場所）であっても問題ないが、事業所内に職員の待機・休憩スペースを確保する。

### (6) その他の設備及び備品等に関する指導指針

#### ア 浴室

- ・入浴サービスを提供する場合は、適切な浴室・脱衣室を設置すること。
- ・介助者が介護しやすい仕様とすること。
- ・洗い場、浴槽、脱衣室に適切な手すり等を設置すること。
- ・浴室・脱衣室に緊急通報装置を設置すること。
- ・脱衣室は、外から見えないようカーテン等を設置すること。
- ・利用者による温度変更で火傷等の事故が起きないように、給湯設備の温度管理が、事業者側で適切に行える設備とする。

#### イ 厨房

- ・環境衛生に配慮した設備にすること。  
（保存食の保存設備を設置することが望ましい）
- ・火器使用部分是不燃対策を行うこと。
- ・調理器具や洗剤等の管理が施錠できる収納スペースで保管できること。

#### ウ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

- ・消防法その他の法令等に規定された設備。

#### エ その他の設備

- ・処遇スペース（専用の部屋、相談室）については、同一階に配置すること。ただし、エレベーター等昇降設備の設置により利用者の移動に支障がないと認められる場合は除く。また、2階以上で事業を行う場合には、専用のエレベーターを確保すること。
- ・汚物流し、24時間稼働できる換気扇を設置し、できる限り区画する。設置しない場合はそれにかわる対応を講じること。
- ・その他一般的な安全への配慮を行うこと。

## 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。